

「ふるさと長岡への応援寄附金」(ふるさと納税) お礼の品提案募集要領

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、長岡市の魅力をPRするとともに地元特産品等の販売促進及び地元産業の活性化を図るため、長岡市へのふるさと納税寄附者に対して贈呈するお礼の品の提案の募集を行うものです。

2 応募資格

長岡市とともに、長岡市のPRに積極的にかかわっていただける事業者で、以下のいずれにも該当する者

- (1) 長岡市内に事業所(本店・支店問わない)がある法人、団体及び個人事業者
- (2) 各種法令に沿った生産・製造・販売を行っていること
- (3) 納期到来分の市税等の未納がないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと
- (5) お礼の品の発送は、お礼の品発送管理委託事業者からの発注に基づき、提案事業者において行うことになるため、発注書の受付及び発送作業が行える体制が整っていること
- (6) 自社ホームページ等にふるさと納税ポータルサイトへのリンクバナーの貼付や、お礼の品の発送の際に市のPR販促物を同梱するなど、ふるさと納税の積極的なPRの協力ができること

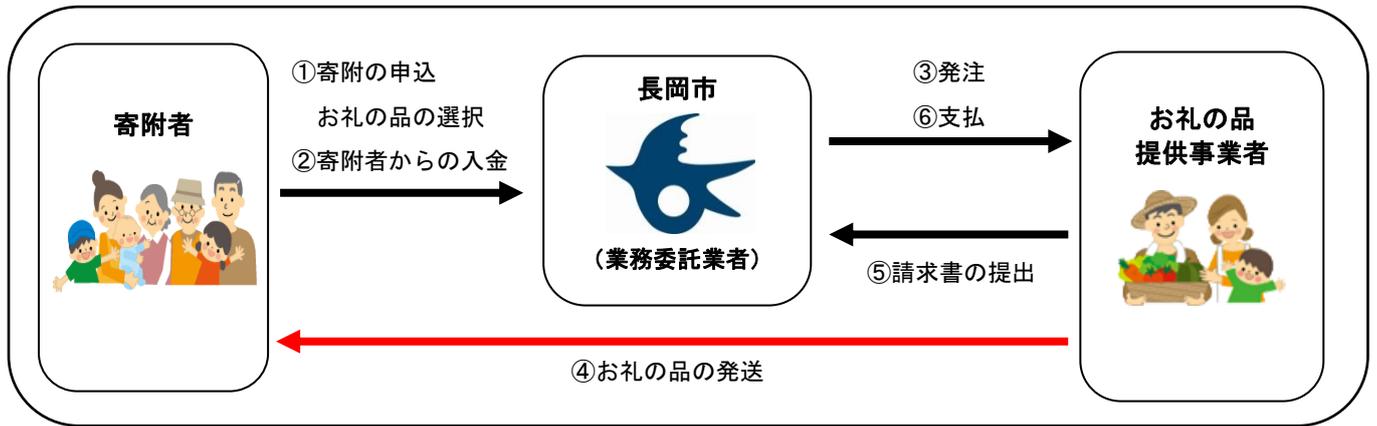
3 募集するお礼の品について

- (1) 以下の条件のいずれも満たすこととします。単品だけでなく、各種商品の詰め合わせなどのセット商品や定期発送商品、食品以外も対象とします。
 - ア 長岡市内で生産もしくは、製造、加工、栽培されているものであること
 - イ 長岡市の魅力を発信できる商品・サービス等であること
 - ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは事前に用意できる期間、個数を提示の上、取り扱うこととする。
 - エ ヤマト運輸株式会社により、発送可能な商品等であること
 - オ 商品に関する法令等を遵守していること(法令等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案をしてください)※米の提案については、上記以外の要件がありますので、別紙「米に関する提案に係る基準について」を参照してください。
- (2) お礼の品の金額について

お礼の品の提供価格は寄附金額に対し、3割以内とすること。寄附金額は商品提供価格に応じて、長岡市が決定します。

※ 商品提供価格とは、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格です。
※ 送料は別途、長岡市が負担します。

4 お礼の品提供の流れ



※お礼の品の発注やお礼の品の代金の支払いは、業務委託業者を介して行います。

5 お礼の品協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税の専用インターネットサイトにお礼の品の画像、商品名、企業名などを掲載します。
- (2) 長岡市が作成するふるさと納税パンフレット等に商品及び企業名を掲載します。
- (3) お礼の品発送の際に、自社のパンフレット、チラシ等を同梱して発送することができます。

6 応募方法

別紙「ふるさと長岡への応援寄附金に係るお礼の品提案書」及び、**食品を提案する場合は「食品表示確認票」を必ずご提出ください。**また、提案者の事業概要、商品が分かる資料（写真、チラシ、パンフレット）を必ず添付してください。

※複数のご提案をいただく場合は、お礼の品ごとに提案書を作成してください。

※採用決定後、ホームページ等への掲載用画像を別途データにて提出いただきます。

7 募集期間及び提出方法

- (1) 募集期間
随時、受付を行います。
- (2) 提出方法
持参、郵送のいずれかで、お礼の品発送等管理委託事業者へ提出してください。
※「9 申込み・お問い合わせ先」を参照ください。

8 選定方法及び結果通知

- (1) 選定方法
提案書について書類審査ののち、長岡市が選定します。ただし、今回の選定から漏れた場合でも、今後のお礼の品への追加を否定するものではありません。
- (2) 結果通知
採用となった場合、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載（受付の開始）は、原則1カ月以降となります。
採用されたお礼の品の掲載期間は、長岡市で調整させていただきます。

9 その他留意事項

- (1) 採用を決定したお礼の品は、長岡市ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト、市作成のパンフレット等に掲載します。また、広報活動を行うなかで、必要に応じ、その他の媒体へ情報提供することがあります。

- (2) 特産品発送にあたり生じた個人情報、発送のためだけに使用し、第三者へ提供するなどお礼の品発送以外に利用することはできません。また、貴事業所において、発送後の顧客管理はできません。
- (3) 採用後であっても、提案内容に虚偽その他お礼の品として取扱いがふさわしくないと判断したものや、発送期限が終了したものは、予告なく掲載及び募集を終了する場合があります。なお、採用決定後に内容の変更及び取り下げをする必要が生じた場合は、別途協議するものとします。
- (4) ご提出いただいた提案書類等は、返却できません。また、提案書の提出に伴う関係諸費用は、各事業者で負担してください。
- (5) お礼の品の品質等に関して、寄附者から問い合わせや苦情等があった場合、真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (6) 提案したお礼の品を変更または辞退する場合は、事前にお礼の品発送等管理委託事業者までご連絡ください。

10 申込み・お問い合わせ先

【長岡市ふるさと納税お礼の品発送等管理委託業者】

えちご中越農業協同組合

営農経済部 直売交流課 [担当：結城]

〒940-0861 長岡市川崎町字前田 2722-1

電話：0258-31-8132 FAX：0258-37-3736

E-mail：chokubai32@ja-chuetsu.or.jp

米に関する提案に係る基準について

米に関する提案については、以下の基準を設定し、この基準に合致した事業者及び提案品に限定する。

- (1) 自社で生産又は精米された米であること
- (2) 原料米について農産物検査法による検査を受けていること
- (3) 精米の品質に関して、「玄米及び精米品質表示基準」に基づく表示を行い、新潟県長岡市産であること
- (4) 独自ブランドとして商品が確立されており、商品名、パッケージ、栽培履歴、品質などの特徴が他のものと明確に差別化できること。ただし、「新之助」はこの限りではない。
- (5) 精米日から1週間以内に出荷すること